



知っていますか？自転車は「クルマ」です！

残念なことに、中学生の登下校中の交通ルールやマナーがよくないとの連絡が、学校に度々寄せられています。ヘルメットをかぶっていないことや、自転車の並進、横断歩道での危険な運転などです。今一度、確認します。

自転車は車両であり、本来は車道を通ります。しかし、安全面から例外的に自転車が歩道を通行してもよい区間が詫間町内にもあります。右の交通標識がある区間は通行可能です。その場合でも歩行者が優先であり、安全な速度で走行するルールが定められています。「歩行者絶対優先」です。並進運転など歩行者を妨げる運転は法律で禁止され、罰金などもあります。



また、自転車が横断歩道を通行する際は、歩行者がいないなど通行を妨げるおそれがない場合に乗車したまま渡ることができます。しかし、歩行者がいる場合や妨げるおそれがある場合は、自転車から降りて手で押して歩く必要があります。

自転車が加害者となって、相手方が死亡・重傷となり、何千万円という賠償を命じられた事例もあるそうです。被害者になることも、加害者になることもつらいことです。

また、詫間町のローカル・ルールとして、中学生の登下校は可能な限り旧道を通らないことになっています。また、安全面から小学生の登下校のルートと重ならないようルートを変えていきます。お互いに安全で安心な生活を送ることができるようにしたいものです。



| 携帯電話使用運転 | 酒気帯び運転 | 並進走行 二人乗り | イヤホン等使用運転 | 傘さし運転 |
|------------------------------|-----------------------------|-----------------------|-----------|----------|
| | | | | |
| 6ヶ月以下の懲役 または 10万円以下の罰金 | 3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金 | 2万円以下の罰金 または 料金 | 5万円以下の罰金 | 5万円以下の罰金 |